

先天性代謝異常等検査について

知らずに放置すると、やがて神経障害や、生命にかかわるような障害が発生する可能性のある生まれつきの病気を早期に発見し、治療に結びつけるための検査です。

検査は出産した医療機関等で、赤ちゃんが生まれて4～6日目に足の裏からごくわずかの血液をとって行われます。

対象は、すべての新生児となります。赤ちゃんのために、ぜひ検査を受けてください。

■ 検査を受けるには

医療機関に備え付けの申出書に必要事項を記入し、お申し込みください。

■ 結果の連絡

万一異常の疑いがある場合は、医療機関からご連絡します。
特に連絡がない場合は、1か月健診などで結果をお知らせします。
(医療機関によって取扱いが異なることがあります。)



■ この検査のための費用

- 検査料 無料（公費負担）
- 採血・指導料 個人負担

※ただし、所得等により、採血・指導料が公費負担される世帯があります。下記をご確認の上、該当される場合は事前に申請してください。

■ 採血・指導料の公費負担について

- 対象となる世帯
京都府内（京都市を除く。）に住所を有し、以下のいずれかの世帯に属する新生児は先天性代謝異常等検査の採血・指導料が無料（公費負担）になります。
 - A) 生活保護法による被保護世帯
 - B) 当該年度分の市町村民税非課税世帯（当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合にあっては、前年度の市町村民税の非課税世帯）
 - C) 前年分の所得税非課税世帯（前年分の所得税の課税状況が明らかでない場合にあっては、前々年分の所得税非課税世帯）
- 申請の手続き
 - ① 申請に必要な様式は、府保健所に備えています。
 - ② 先天性代謝異常等検査採血料無料受検票交付申請書に上記世帯であることを証明するものを添付の上、府保健所に提出（申請）してください。
 - ③ 府保健所において審査を行い、後日、無料受検票を交付（郵送）します。
 - ④ 無料受検票の交付を受けた方は、赤ちゃんが生まれたらすぐに検査の申出書に、無料受検票を添えて医療機関に提出すると、採血・指導料は無料となります。
 - ⑤ 他府県の医療機関で出産された場合は、いったん医療機関で採血・指導料を支払った後、その領収書と無料受検票に請求書を添えて管轄の府保健所に提出すると支払われた金額の一部が返ってきます。

京都府山城北保健所 保健室 健康・母子保健支援担当

住所：京都府宇治市宇治若森7-6

電話：0774-21-2192 FAX：0774-24-6215